

グループホーム安寿 運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条

この規程は、医療法人みずほ会が開設する「グループホーム安寿」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、介護保険法並びに関係法令等の趣旨及び内容に沿った、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、要介護または要支援2の認定を受け、認知症と診断された方(以下「利用者」という。)に対し、個々の状態に最適な質の高いサービスを提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条

事業の実施にあたっては、共同生活住居において家庭的な環境の下、食事・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、性別・年齢等を問わず、個々の状態に応じた個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者の身体的および精神的状況を把握する事に努め、その状態や症状に応じ、適切に対応する。
4. 生活リハビリテーションの観点から、ホーム内での家事等は、できる限り利用者と介護員が共同で行う。
5. 利用者の行動を常に把握し、安全には十分留意する。
6. 居宅介護事業者やその他の保健・医療サービス、福祉サービスの提供者と連携をとりながら、又、関係各市町村とも連携し、利用者にとって、総合的に適切なサービス提供が受けられるよう配慮する。
7. 利用者の日常的な健康管理及び入居者の急変に備える方法として、医療機関との連携体制を整える。
8. 提供するサービスについて、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明し、同意を得る。
9. 介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。
10. 事業所は、利用者の負担により、事業における従業者以外の者による介護を受けさせることは

しない。

11. 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動制限を行わない。
12. 緊急やむを得ず身体拘束及びその他の利用者の行動制限を行う場合においては、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」について十分に検討・確認し、検討内容を記録に残すとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由を記録する。
13. 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価・管理を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
14. 利用者の看取りについては、指針を定め、充実し納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助する。援助にあたっては利用者の身元引受人（若しくは家族）と看取り介護についての確認を事前に行い同意書を取り交わす。

（事業所の名称及び所在地）

第3条

本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム安寿
 - 1階ユニット（定員9名）
 - 2階ユニット（定員9名）
- (2) 所在地：太宰府市高雄1丁目3664番256

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

（従業者の職種、人員数および職務内容）

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者は、常勤で1名以上とする。
 - (1) 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握及び管理、その他の管理を一元的に行うとともに事業の提供を行う。
 - (2) 管理者は、適切な事業を提供するために必要な知識及び経験を有する。
 - (3) 管理者は、業務に支障のない限り他の業務と兼務できるものとする。
2. 介護従業者は、日中は、各ユニット常勤換算で3名以上とし、夜間及び深夜の時間は各ユニット従業者を1名ずつ配置する。
 - (1) 介護従業者は、介護及び日常生活全般にかかる支援を行う。
3. 計画作成担当者を常勤1名配置する。（介護支援専門員）
 - (1) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

第3章 事業所の入居定員及び居室数、事業の方法、内容及び利用料、その他の費用の額

（利用者の定員及び居室数等）

第5条

利用者の定員は、個室（7部屋）2人部屋（1部屋）の1ユニット9名。2ユニットで合計16室総

定員18名とする。

(事業の内容)

第6条

事業の内容は次のとおりとする。

1. 入浴、排泄、食事、更衣、整容などの介助
2. 家事等を行う事による日常生活の中での機能訓練
3. 日常生活を営むうえで、利用者自身が行う事の困難な事への援助
4. 趣味嗜好に応じた活動支援
5. 家族や地域との交流支援
6. 相談、援助等

いずれも従業者による見守りや促し等により、利用者が主体となってその有する能力を最大限に享受できるよう配慮し、出来ない事、困難な事へのさりげない介助及び援助を心がける。

(健康管理)

第7条

従業者は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(介護計画の作成)

第8条

認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2. 介護計画の作成、変更に際しては、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに、利用者又は家族に交付する。
3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第9条

本事業の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とする。法定代理受領サービスであるときは、その者の負担割合に応じるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 家賃 月額 45,000 円(1,500 円/日) 二人部屋・生活保護者 月額 35,000 円
- (2) 食費 朝食 300 円、昼食 600 円、夕食 500 円(1,400 円/日)
- (3) 水道光熱費 月額 20,000 円(667 円/日)
2. 前項(1)から(3)は、月の途中で入退居した場合には、日割り計算とする。また、外泊した場合には、食費・水道・光熱費を日割り計算とする。
3. 費用徴収に際しては、事前に利用者またはその家族に対し、該当サービスの内容をわかりやすく説明し、同意を得る。
4. 前項の他、日常生活に関する費用の徴収が必要となった場合は、その都度、利用者またはその家族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

5. 利用料の支払いは、毎月15日までに発行する、月ごとの請求書に基づき、毎月末までに支払いを受ける。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第10条

入居者が医療機関に入院する必要が生じたとき、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができるように努める。

2. 入居者が医療機関に入院する必要が生じたとき、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議し退居の手続きをとる。

(入居退居にあたっての留意事項)

第11条

本事業は、要介護者・要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

2. 本共同生活住居への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。
3. 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
4. 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所、介護保健施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
5. 入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
6. 入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第12条

事業所は、利用者の使用する食器その他の設備、備品又は飲用に供する水について衛生管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行わなければならない。

2. 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及

び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条

従業者は、サービス提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる

2. 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3. 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害・防火対策)

第14条

非常災害・防火対策は以下のとおりである。

- (1) 防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者は事業所の介護職員をあてる。
- (2) 始業時および終業時には、火災防止の為、自主的に火元の点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備は、常に有効に保たれるよう留意する。
- (4) 防火管理者は、従業者に対して以下の防火教育、防火訓練を行う。

- * 防火教育訓練および基礎訓練を年に2回以上
- * 利用者を含めた総合練習を年に2回以上
- * 非常災害用設備の使用法の徹底を随時

(協力医療機関および協力歯科医療機関)

第15条

入居者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

2. 入居者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り、救急医療等の適切な措置を講ずる。
3. 協力医療機関、協力歯科医療機関を定めておく。

・協力医療機関 内科 つくし訪問クリニック

・協力歯科医療機関 ながとも歯科クリニック

(看取り介護について)

第16条

事業所は老人基本法理念、介護保険法理念、法人理念に基づき入居者一人一人の人権を遵守するため、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関わるガイドライン」(H30年3月厚生労働省)に沿った、「看取り介護指針」を整備し看取りの提供を行う。

2. 看取り介護は、医学的な見解から医師が回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が低いと判断した場合に実施されます。本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めます。実施については、医師より状況を説明し、看護師・介護職員・介護支援専門員と連携し看取り介護に関する計画を作成し、ご利用者(入所者)の保証人等に同意を得て実施する。

(苦情処理)

第17条

入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第18条

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所は、従業者が退職した後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用契約書に入れている。
3. 事業所は、関係機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束に向けての取組)

第20条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携等)

第21条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第22条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント防止対策)

第 23 条

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

サービスご利用に際してのお願いと禁止事項

- (1) お菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、利用契約を解除することもあります。
- (4) 施設内の喫煙はご遠慮ください。
- (5) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (6) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (7) 施設内で職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

第 4 章 その他、運営に関する留意事項

(勤務体制確保)

第 24 条

入居者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2. 前項の従業者の勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する。
3. 従業者の資質向上を図るため、採用時の研修及び継続研修、経験に応じた研修の機会を随時設け業務体勢を整える。

(損害賠償)

第 25 条

入居者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(秘密保持)

第 26 条

従業者は、業務上知り得た利用者または家族に関する秘密を保持する。

2. 従業者でなくなった後にも、利用者または家族の秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に入れる。

(記録の整備)

第 27 条

サービスの提供に関する記録の整備をするとともに、これを利用終了後 5 年間保管します。利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、代理人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

その他

(反社会的勢力の排除)

根拠規定 福岡県暴力団排除条例 (平成22年4月1日施行)

太宰府市暴力団排除条例(平成 22 年 4 月 1 日施行)

第 28 条

事業所はサービスの提供にあたり、サービス利用する者または身元引受人(または代理人)が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

- (1) 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)。
- (2) 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第 29 条

この規程に定められた事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人みずほ会と事業所の管理者との協議を基に定めるものとする。

附則

- (1) この規程は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。